

北海道農政事務所地域第三課及び小樽統計・情報センター交渉  
(全農林労働組合北海道地方本部小樽分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年12月7日(火)17:30~17:45(15分)

2. 場 所：北海道農政事務所地域第三課会議室

3. 出席者：

北海道農政事務所	菊池雅之	地域第三課長
同	小田原雪夫	小樽統計・情報センター長
同	坂井直行	小樽統計・情報センター次長
同	三品洋一	地域第三課課長補佐(総務)

全農林労働組合

北海道地方本部 小樽分会	寺本昌広	執行委員長
同	菅原隆敏	副執行委員長
同	菊地春久	書記長
同	太田有治	財政部長

4. 議 題：・超過勤務の縮減を図ることについて  
・担当間及び部門間の業務調整を図ることについて  
(全農林労働組合北海道地方本部小樽分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○寺本執行委員長：

今日は、お忙しいところありがとうございます。  
それでは、要求書を提出させていただきます。

○菊池地域第三課長：

本日の交渉に先立ちまして 全農林北海道地方本部小樽分会執行委員長から提出されました要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書の記の2のうち、「要員の確保、業務の進行状況の適切な把握及びスケジュール管理の徹底による超過勤務の縮減」及び5の事項とし、その他の事項については、北海道農政事務所地域第三課長及び小樽統計・情報センター長の権限外事項であることや管理運営事項に該当することから、要望事項として整理をしたところです。これらを前提として交渉を開始しますが、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えてい

ますので、ご協力をお願いします。

○寺本執行委員長：

予備交渉の中で要求書の要望事項も含めて詳細は説明をしておりますので、早速ですが回答をお願いします。

○菊池地域第三課長：

それでは、今回の要求事項のうち、記の2の該当部分及び5について回答します。なお、地域第三課及び小樽統計・情報センターの共通事項と地域第三課の状況については私の方から、小樽統計・情報センターの状況については、小田原センター長から説明をします。

まず、超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、仕事と生活の両立を図るためにも喫緊の課題と考えており、人事評価の組織目標としても掲げて取り組んでいるところです。農林水産省の設置法改正法案が廃案となり、本年10月以降も現行の組織体制の中で、戸別所得補償制度モデル対策の交付事務に加え、23年度の本格実施に向けた周知や問い合わせに対する対応、また、改正食糧法・米トレサ法に基づく立入検査や巡回点検、さらには6次産業化等補助事業の窓口業務などにも的確に取り組んでいく必要があります。そのためにもより一層のスケジュール管理が必要と考えています。このため、北海道農政事務所では、本所各課・グループ、また、地域課・センターそれぞれにおける22年度の下半期の業務計画を作成しており、それに基づき半年間各業務の工程管理を確実に実行していきたいと考えています。地域第三課においても、各担当の協力を得て、業務計画を作成したところであり、これに基づく業務の進行状況を把握するため、毎週月曜日に課長補佐会議を開催する中で、各担当から業務の進捗状況と今後の予定、当面の課題等の報告を受けるとともに、日常的に職員とのコミュニケーションを図る中で、計画の見直しが必要となった場合や緊急事案が発生した場合など、迅速かつ確実に対応することとしています。

具体的な超過勤務縮減対策については、10月の超過勤務縮減キャンペーン週間をはじめとした縮減月間の取り組みとして、1日から7日及び毎週水曜日の北海道農政事務所統一の完全定時退庁日の取り組み、さらには、地域課独自に毎週金曜日を完全定時退庁日に設定し縮減を図ってきたところです。また、日常的には、定時退庁の声かけを行うとともに、特定の職員に超過勤務が集中しないよう超勤の必要性を事前に確認しながら取り組んできました。業務の遂行上必要不可欠な場合には超勤命令を発するとしていますが、その場合でも必要最小限にとどめるよう指導を行っています。また、本年は経営所得安定対策の加入申請書審査のピーク時に合わせ非常勤職員を活用するなど、業務調整を図ってきました。

今後も、職員の増員が難しい状況ですが、短期的な臨時職員の活用等も検討しながら、円滑な業務運営に努めていきたいと考えています。

○小田原センター長：

それでは、回答します。

超過勤務縮減対策の考え方については、先程の菊池課長と同様の認識を持っており、この対策としては22年度下期の業務評価における小樽統計・情報センターの組織目標として掲げているところであり、農林水産省設置法を改正する法律案が廃案となったため、現行体制のもとで、特にこれからは、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けての新たな調査として実施した特定筆、麦については35筆、そば17筆、大豆39筆の各筆の調査結果の取りまとめ、48調査種別農業経営統計調査の取りまとめにあたっての、調査農家への訪問、あるいは市町村データの取りまとめ等があり、年度末に向けてこれまで以上にスケジュール管理が必要だと考えています。これを踏まえて、事務所としても、事務所各課、グループ、地域課、センターにおける10月1日から翌年の3月31日までの22年度下半期の業務計画を作成し、それに基づき第4四半期の各業務工程管理を行っていくこととしたところであり、小樽センターとしても具体的業務内容と実施スケジュールについて作成し、これに基づき各業務の進捗状況の把握に努めているところです。さらに、このスケジュールの他にその対応策についても掲げ対応しているところであり、日々のコミュニケーションの中で計画の見直し、緊急事件が発生した場合に迅速かつ確実に対応することとしています。

次に、具体的な超過勤務縮減対策については、本年10月における超過勤務縮減キャンペーン週間を始めとした縮減月間の取り組みとして、1日から7日及び毎週水曜日の全所統一の完全提示退庁日、さらに、毎週水・金曜日についても、提示退庁の声かけを行い超過勤務縮減に努めてきたところであり、

この間の職員一人当たりの超過勤務時間については、本年11月までは昨年比80%となっており、今後も超過勤務縮減に努めます。

○寺本執行委員長：

ありがとうございます。2番と5番を含めた形での回答ということで承わりたいと思います。

6月の交渉時にも言いましたが、要求項目となっております超過勤務の縮減につきまは、当局としてこれまでご尽力していただいている事は十分認識しておりますが、組合員は業務調整について様々な思いを持っております。

この後は、23年度予算に関わる新規業務への対策、組織の改編への対応など、通常業務のほかの業務が入ってきます。限られた人員のなかでの業務調整については簡単でないと思いますが、今後も職員とコミュニケーションを図り、各業務の進捗状況を把握し、業務調整を行うことにより超過勤務縮減が図られるよう今後もご努力いただきたいと思います。

○菊池地域第三課長：

後段の方で話がありました業務調整については、地域課も統計・情報センターも同じですが、担当内、それから地域課、統計・情報センター内で対応が困難な場合は、これまでも、担当間、地域課全体、地域課とセンター間の業務調整を図

ることで対応してきたつもりです。その場合についても担当職員の意見を聞きながら進めることは、私も非常に重要なことだと考えています。特に全体対応業務については、一部特定の職員に偏らないよう進めていきたいと思っています。

それでは、これで交渉を終了しますが、今回交渉の対象にならなかった事項については、要望として当方の人事管理運営の参考にさせていただきと考えてます。

(終 了)

10全農林小樽分会要求第1号  
2010年12月7日

北海道農政事務所地域第三課  
課長 菊池 雅之 殿  
北海道農政事務所小樽統計・情報センター  
センター長 小田原 雪夫 殿

全農林労働組合北海道地方本部小樽分会  
執行委員長 寺本 昌広



## 要 求 書

私たち公務員労働者を取り巻く情勢は、「公務員人件費2割削減」をはじめとする総人権費抑制策に加え、月例給及び50歳台後半層の給与を引き下げるとした人事院勧告が、勧告どおり実施する旨閣議決定されるなど、益々厳しさを増しています。

また、地域主権改革など行財政機構の抜本的な改革は、公務労働者全体の雇用や労働条件に大きな影響を与えるものであり、組合員は不安を募らせています。

こうした情勢を踏まえ、私たちは10月22日に北海道地方本部第1回分会代表者会議を開催し、職場における労働条件の課題・問題点等を下記の要求事項として取りまとめました。

貴職におかれては、私たちの生活を守り、雇用・労働条件を確保するとともに、国民の期待に応える農林水産行政の充実を図るため、下記事項の実現に向けて特段の努力を尽くされるよう強く要求します。

### 記

1. 北海道農政事務所地域第三課並びに小樽統計・情報センターにおける事前命令により発生した超過勤務については、超過勤務手当を全額支給すること。
2. 組合員の勤務条件が労働過重とならない要員を確保し、業務の進行状況の把握を適切に行うとともに、スケジュール管理を徹底することにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 今後の組織再編にあたっては、北海道農政事務所地域第三課並びに小樽統計・情報センター管内で働く組合員の各業務の遂行に支障を来たさないよう万全を期すこと。
4. 組合員の勤務条件が低下しないよう、組合員の勤務に必要なスペースを確保するとともに、職場に配置されている備品等を有効に使用できる予算を確保すること。
5. 北海道農政事務所地域第三課及び小樽統計情報センターにおける担当間及び部門間の業務調整が実効あるものとなるよう、職員の見解を聞き調整を図ること。

以 上